（内閣府、総務省及び財務省所管）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税（所得税及び法人税の収入額のそれぞれ100分の33.1に相当する額、酒税の収入額の100分の50に相当する額、消費税の収入額の100分の19.5に相当する額並びに地方法人税の収入額に相当する額の合算額）及び地方譲与税（地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税を総称する。）の配付に関する経理を明確にするため、「特別会計に関する法律」（平19法23。以下「法」という。）第2条第1項第1号の規定により設置されたものである。

（Ⅰ）　歳入歳出決算の概要

（単位　千円）

歳入	
一般会計より受入	20,214,964,493
東日本大震災復興特別会計より受入	65,850,422
地方法人税	2,520,372,659
地方揮発油税	208,996,701
森林環境税	66,558,259
石油ガス税	4,024,591
特別法人事業税	2,579,852,913
自動車重量税	305,344,764
航空機燃料税	14,362,995
特別とん税	11,342,615
地方法人特別税	1,752,756
借入金	26,387,144,408
雑収入	422,425
前年度剰余金受入	1,180,047,105
東日本大震災復興前年度剰余金受入	33,098,196
計	53,594,135,309

歳出	
地方交付税交付金	20,338,392,482
地方特例交付金	193,600,000
交通安全対策特別交付金	37,906,305
地方譲与税譲与金	3,181,223,579
事務取扱費	268,807
諸支出金	208,959
国債整理基金特別会計へ繰入	28,319,436,767
予備費	—
計	52,071,036,901

翌年度の歳入に繰り入れる額	1,523,098,407

（歳　　入）

令和7年度における歳入予算額は　　53,112,630,257千円

であって、その内訳は

当初予算額　　51,631,340,774千円

予算補正追加額　　1,689,289,483千円

予算補正修正減少額　　208,000,000千円

であり、予算補正追加額は、法第24条の規定による地方交付税交付金の財源に充てるための一般会計からの受入見込額の増加等を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、法附則第10条の規定による地方交付税交付金の財源に充てるための財政投融資特別会計投資勘定からの受入見込額等を修正減少したものである。

この予算額に対し

収納済歳入額は　53,594,135,309 千円

であって、差引き　481,505,052 千円

の増加となった。これは法第 26 条第 1 項の規定による一時借入金の借換えがあったので、借入金が多かったこと等のためである。

本年度における収納済歳入額等を項別に示せば、次のとおりである。

（単位　千円）

項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
一般会計より受入	20,224,076,525	20,214,964,493	△ 9,112,031	99
東日本大震災復興特別会計より受入	65,850,422	65,850,422	—	100
地方法人税	2,314,500,000	2,520,372,659	205,872,659	108
地方揮発油税	203,400,000	208,996,701	5,596,701	102
森林環境税	67,900,000	66,558,259	△ 1,341,740	98
石油ガス税	4,000,000	4,024,591	24,591	100
特別法人事業税	2,524,500,000	2,579,852,913	55,352,913	102
自動車重量税	308,300,000	305,344,764	△ 2,955,235	99
航空機燃料税	14,500,000	14,362,995	△ 137,004	99
特別とん税	11,300,000	11,342,615	42,615	100
地方法人特別税	—	1,752,756	1,752,756	—
借入金	25,517,846,408	26,387,144,408	869,298,000	103
雑収入	5,579	422,425	416,846	7,571
前年度剰余金受入	1,853,857,068	1,180,047,105	△ 673,809,962	63
東日本大震災復興前年度剰余金受入	2,594,255	33,098,196	30,503,941	1,275
計	53,112,630,257	53,594,135,309	481,505,052	100

（歳　　出）

令和 7 年度における歳出予算現額は　52,965,872,357 千円

であって、その内訳は

歳出予算額　52,205,689,654 千円

- 当初予算額　50,719,300,171 千円
- 予算補正追加額　1,486,589,483 千円
- 予算補正修正減少額　200,000 千円

前年度繰越額　711,414,944 千円

特別会計予算予算総則第 22 条第 1 項第 1 号の規定による経費増額

48,767,759 千円

であり、予算補正追加額は、「強い経済」を実現する総合経済対策の一環として、地方発の世界をリードする技術・ビジネスを創出するため行う地方交付税交付金の財源の増加額に相当する額の「地方交付税法」（昭 25 法 211）に基づく地方交付税交付金の地方団体への交付に必要な経費等を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、地方揮発油税収入額が減少することに伴う「地方揮発油譲与税法」（昭 30 法 113）第 1 条の規定による都道府県及び市町村に対する地方揮発油譲与税譲与金を修正減少したものである。また、予算総則第 22 条第 1 項第 1 号の規定による経費増額は、令和 7 年度における特別法人事業税の収入額が予算額に比して増加するため、特別法人事業譲与税譲与金を増額したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　52,071,036,901 千円

翌年度繰越額は　26,943,494 千円

不用額は　867,891,961 千円

であって、翌年度繰越額は、法第 27 条の規定による支出残額の繰越しであり、不用額は、借入金の償還及び一時借入金利子の支払が予定を下回ったこと等により、国債整理基金特別会計へ繰入を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を項別に示せば、次のとおりである。

（単位　千円）

項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合（%）
地方交付税交付金	19,653,921,032	20,365,335,976	20,338,392,482	26,943,494	—	99
地方特例交付金	193,600,000	193,600,000	193,600,000	—	—	100
交通安全対策特別交付金	47,485,084	47,485,084	37,906,305	—	9,578,779	79
地方譲与税譲与金	3,142,300,000	3,191,067,759	3,181,223,579	—	9,844,179	99
事務取扱費	269,935	269,935	268,807	—	1,127	99
諸支出金	267,614	267,614	208,959	—	58,654	78
国債整理基金特別会計へ繰入	29,165,315,989	29,165,315,989	28,319,436,767	—	845,879,221	97
予備費	2,530,000	2,530,000	—	—	2,530,000	—
計	52,205,689,654	52,965,872,357	52,071,036,901	26,943,494	867,891,961	98

（Ⅱ）　経費の概要及び事業実績

（1）　地方交付税交付金

地方交付税交付金は、普通交付税として地方団体が等しく合理的かつ妥当な水準でその事務を遂行することができるよう、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体に対して、衡平にその超過額を補塡することを目途として交付されるもの、特別交付税として災害復旧その他の特別な財政需要等に対して地方団体に交付されるもの、震災復興特別交付税として東日本大震災に係る特別の財政需要に対して地方団体に交付されるものである。

令和 7 年度における地方交付税の交付状況は、次のとおりである。

（単位　千円）

区　分	普通交付税	構成率（%）	特別交付税	構成率（%）	震災復興特別交付税	構成率（%）	計	構成率（%）
道府県分	9,838,322,643	51.6	179,226,009	14.6	38,839,916	54.8	10,056,388,568	49.4
市町村分	9,203,737,596	48.3	1,046,347,081	85.3	31,919,237	45.1	10,282,003,914	50.5
計	19,042,060,239	100.0	1,225,573,090	100.0	70,759,153	100.0	20,338,392,482	100.0
（構成率）	（93.6%）		（6.0%）		（0.3%）		（100.0%）	
（令和6年度計）	18,599,951,911		1,259,702,529		74,963,677		19,934,618,117	
（令和5年度計）	17,803,040,599		1,132,216,012		71,699,043		19,006,955,654	

（注）（構成率）欄は、道府県分及び市町村分を合計した普通交付税、特別交付税及び震災復興特別交付税それぞれ全体に対する構成割合である。

また、令和 7 年度における普通交付税の交付団体は 46 道府県、1,641 市町村、不交付団体は 1 都 77 市町村であり、交付団体の全地方団体に占める割合は 95.5%である。

（２） 地方特例交付金

地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金として個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補塡するため都道府県及び市町村（特別区を含む。）に交付されるもの、定額減税減収補塡特例交付金として個人住民税における定額減税による減収額を補塡するため都道府県及び市町村（特別区を含む。）に交付されるものである。

また、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金は、固定資産税減収補塡特別交付金として固定資産税の減収額を補塡するため都道府県及び市町村に交付するものである。

令和７年度における地方特例交付金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金の交付状況は、次のとおりである。

（単位　千円）

区　分	住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金	構成率（％）	定額減税減収補塡特例交付金	構成率（％）	固定資産税減収補塡特別交付金	構成率（％）	計	構成率（％）
都道府県分	62,890,027	35.7	3,532,520	34.2	54,916	0.7	66,477,463	34.3
市町村分	113,009,973	64.2	6,767,480	65.7	7,345,084	99.2	127,122,537	65.6
計	175,900,000	100.0	10,300,000	100.0	7,400,000	100.0	193,600,000	100.0
（構成率）	（90.0％）		（5.0％）		（3.0％）		（100.0％）	
（令和6年度計）	197,400,000		923,400,000		12,434,252		1,133,234,252	
（令和5年度計）	204,500,000		—		12,400,000		216,900,000	

（注）（構成率）欄は、都道府県分及び市町村分を合計した住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金、定額減税減収補塡特例交付金及び固定資産税減収補塡特別交付金それぞれ全体に対する構成割合である。

（３） 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、一定の基準により都道府県及び市町村（特別区を含む。）に交付されるものである。

令和７年度における交通安全対策特別交付金の交付状況は、次のとおりである。

区　分	交通安全対策特別交付金（千円）	構成率（％）
都道府県分	21,850,117	57.6
市町村分	16,056,188	42.3
計	37,906,305	100.0
（令和６年度計）	39,182,014	
（令和５年度計）	41,097,610	

また、令和７年度における交通安全対策特別交付金の交付団体は47都道府県、1,457市町村、不交付団体は284市町村であり、交付団体の全団体に占める割合は84.1％である。

（４） 地方譲与税譲与金

地方譲与税には、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税の７種がある。

地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び特別とん税は、国税として徴収され国税収納金整理資金に受け入れられ、地方揮発油税及び特別とん税については、その収入額に相当する額が、石油ガス税については、その収入額の２分の１に相当する額が、自動車重量税については、その収入額の1,000分の431に相当する額が、航空機燃料税については、その収入額の15分の４に相当する額が、それぞれ同資金から直接この会計へ組み入れられ、この組み入れられた額が地方譲与税譲与金としてこの会計から地方団体に譲与される。また、国税として徴収

される森林環境税及び特別法人事業税(令和２年２月以後に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税を含む。)については、その収入額に相当する額が、国税収納金整理資金に収納されることなくこの会計で受け入れられ、この受け入れられた額が地方譲与税譲与金としてこの会計から地方団体に譲与される。

地方揮発油譲与税は、一般国道等の管理の責任を有する都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対し、道路の延長及び面積にあん分して６月、11月及び３月に譲与される。森林環境譲与税は、都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対し、私有林人工林面積、林業就業者数、人口にあん分して、９月及び３月に譲与される。石油ガス譲与税は、一般国道等の管理の責任を有する都道府県及び指定市に対し、道路の延長及び面積にあん分して６月、11月及び３月に譲与される。特別法人事業譲与税は、都道府県に対し、各都道府県の人口にあん分して５月、８月、11月及び２月に譲与される。自動車重量譲与税は、都道府県に対しては、自動車税種別割を課した自家用乗用車の台数にあん分し、市町村(特別区を含む。)に対しては、道路の延長及び面積にあん分して６月、11月及び３月に譲与される。航空機燃料譲与税は、空港関係市町村及び空港関係都道府県に対し、当該空港における延べ重量及び旅客数、指定騒音地区の世帯数にあん分して９月及び３月に譲与される。なお、従来の譲与基準であった着陸料収入額に代えて、令和６年度より延べ重量及び旅客数を用いることとなり、５年間の激変緩和措置を講じている。特別とん譲与税は、開港所在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額が９月及び３月に譲与される。

令和７年度における地方譲与税の譲与の状況は、次のとおりである。

(単位　千円)

区　　分	地方揮発油譲与税	構成率(%)	森林環境譲与税	構成率(%)	石油ガス譲与税	構成率(%)	特別法人事業譲与税	構成率(%)
都道府県分	108,602,851	52.3	6,627,080	9.9	3,443,585	85.7	2,572,167,759	100.0
市町村分	98,723,213	47.6	59,643,729	90.0	570,177	14.2	—	—
計	207,326,064	100.0	66,270,809	100.0	4,013,762	100.0	2,572,167,759	100.0
(構成率)	(6.5%)		(2.0%)		(0.1%)		(80.8%)	
(令和6年度計)	218,770,784		62,890,954		4,270,231		2,486,952,417	
(令和5年度計)	222,317,206		50,000,000		4,517,927		2,174,384,759	

(単位　千円)

区　　分	自動車重量譲与税	構成率(%)	航空機燃料譲与税	構成率(%)	特別とん譲与税	構成率(%)	計	構成率(%)
都道府県分	17,061,389	5.5	2,730,538	19.9	—	—	2,710,633,202	85.2
市町村分	289,332,756	94.4	10,922,172	80.0	11,398,330	100.0	470,590,377	14.7
計	306,394,145	100.0	13,652,710	100.0	11,398,330	100.0	3,181,223,579	100.0
(構成率)	(9.6%)		(0.4%)		(0.3%)		(100.0%)	
(令和6年度計)	297,778,367		14,545,157		11,038,028		3,096,245,938	
(令和5年度計)	298,098,628		14,292,725		11,544,264		2,775,155,509	

(注)　1　指定市分は、市町村分に含む。
　　2　(構成率)欄は、都道府県分及び市町村分を合計した各譲与税それぞれ全体に対する構成割合である。

また、令和７年度における地方譲与税譲与金の譲与団体は以下のとおりである。

(イ)　地方揮発油譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。

(ロ)　森林環境譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。

(ハ)　石油ガス譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全指定市である。

(ニ)　特別法人事業譲与税の譲与団体は、全都道府県である。

(ホ)　自動車重量譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。

(ヘ)　航空機燃料譲与税の譲与団体数は、161 団体(37 都道府県 124 市町村(特別区を含む。))である(3 月期)。

(ト)　特別とん譲与税の譲与団体数は、176 市町村(都を含む。)である(3 月期)。